

～ 川崎市保育基本計画 ～  
(改訂版)

平成19年3月

川崎市

## 目 次

1	計画改訂の背景及び趣旨	1
2	計画の期間	1
3	保育を取り巻く状況の変化	2
(1)	子どもの状況	2
(2)	社会情勢の変化	6
(3)	保育所運営費の状況	8
4	保育基本計画の事業目標とこれまでの実績	10
5	保育基本計画改訂の主な内容	11
6	保育施策推進の基本方針	13
7	事業推進の考え方及び計画期間内の目標事業量	14
(1)	保育所の整備及び認可外保育事業の充実（受入枠の拡大）	14
(2)	多様な形態の保育サービスの拡充	16
(3)	地域における子育て支援の推進	17
(4)	公立保育所の民営化の推進及び運営体制の見直し等	19
(5)	保育サービスの質の向上の取組	21
(6)	保育サービスに関する情報提供及び説明責任	22
(7)	保育制度に関する検討	22
(8)	幼稚園との連携及び認定こども園の検討	22
	参考資料	25

## 1 計画改訂の背景及び趣旨

少子化が進行している一方、女性の就労機会の増大や就労形態の変化、育児休業制度の普及などにより、出産後も保育所を利用して就労を継続する傾向が強くなっているため保育需要は高まっています。また、延長保育、休日保育、一時保育等保育ニーズも多様化してきています。そのため、川崎市は平成 14 年 2 月に「川崎市保育基本計画」を策定し、待機児童の解消を図るための保育受入枠の拡大や多様な保育サービスの実施を行い、仕事と育児の両立支援、在宅児を含めた地域における子育て支援等を総合的に推進してきました。

「川崎市保育基本計画」に基づき、平成 15 年 5 月に「事業推進計画」を策定しましたが、就労環境の変化や育児休業制度の普及等により当初予測していた保育ニーズが質量ともに大きく上回り、待機児童数が増加したため、改めて平成 17 年 3 月に「事業推進計画（改訂版）」を策定し、保育受入枠の拡大や多様な保育サービスを提供することにより平成 19 年 4 月の待機児童解消を目指して、計画を着実に推進しています。

また、「次世代育成支援対策推進法」に定められた本市の行動計画であります川崎市次世代育成支援対策行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』を平成 17 年 3 月に策定し、子どもと子育ての総合的な支援計画として推進しており、この計画の保育所定員等の目標事業量設定は、「川崎市保育基本計画事業推進計画」との整合性を図っています。

このような背景の中、本市では平成 18 年 4 月、健康福祉局内に局相当の「こども事業本部」を設置し、保育関係施策だけでなく総合的な子ども関係施策を推進する体制を強化するとともに、各種施策の充実を図っています。

一方、この間に策定された本市におけるマスタープランである「川崎市新総合計画川崎再生フロンティアプラン」や「第 2 次川崎市行財政改革プラン」との整合性を図ることも必要となっています。

「川崎市保育基本計画」は、策定後 5 年が経過し、保育関係に関する社会情勢等の変化に対応するため、見直すものです。

特に

- ① 大型マンション建設等による人口急増地域の新たな保育需要への対応
  - ② 多様化する保育サービスを展開するための民間活力の導入促進
  - ③ 地域での子育て支援の拠点としての認可保育所の役割
- の 3 点を改訂の主な視点としています。

## 2 計画の期間

保育基本計画の計画期間は平成 14 年度（2002）から平成 23 年度（2011）までの 10 年となっていますが、この改訂版は、計画の後期にあたる平成 19 年度（2007）から平成 23 年度（2011）までの 5 年とします。

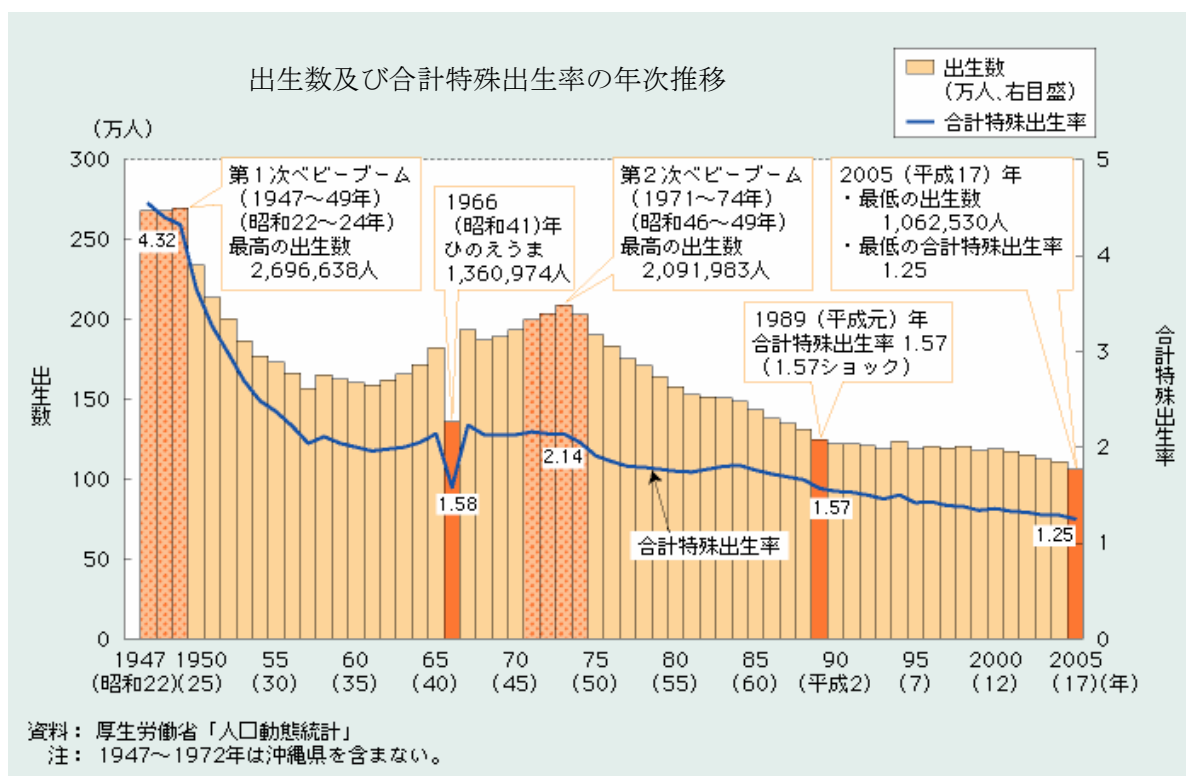
### 3 保育を取り巻く状況の変化

#### (1) 子どもの状況

##### ア 出生数の推移

###### ・全国の状況

「平成 18 年版少子化社会白書」によると、「平成 17 (2005) 年の出生数は、初めて 110 万人台を割り込み、106 万 2,530 人と過去最低を記録した。前年の平成 16 (2004) 年よりも 4 万 8,191 人減少し、近年では平成 7 (1995) 年の対前年比 5 万 1,264 人減に次いで大きな減少幅となった。また、女性が一生のうちに出産する子ども数が減少しており、17 年の合計特殊出生率も、前年の 1.29 をさらに 0.04 ポイント下回る 1.25 となり、過去最低を記録した。前年を 0.04 ポイントも下回ったのは平成 11 (1999) 年以来のことである。」と分析し、次世代育成支援対策を推進しているところですが、依然として少子化が進行していることがわかります。

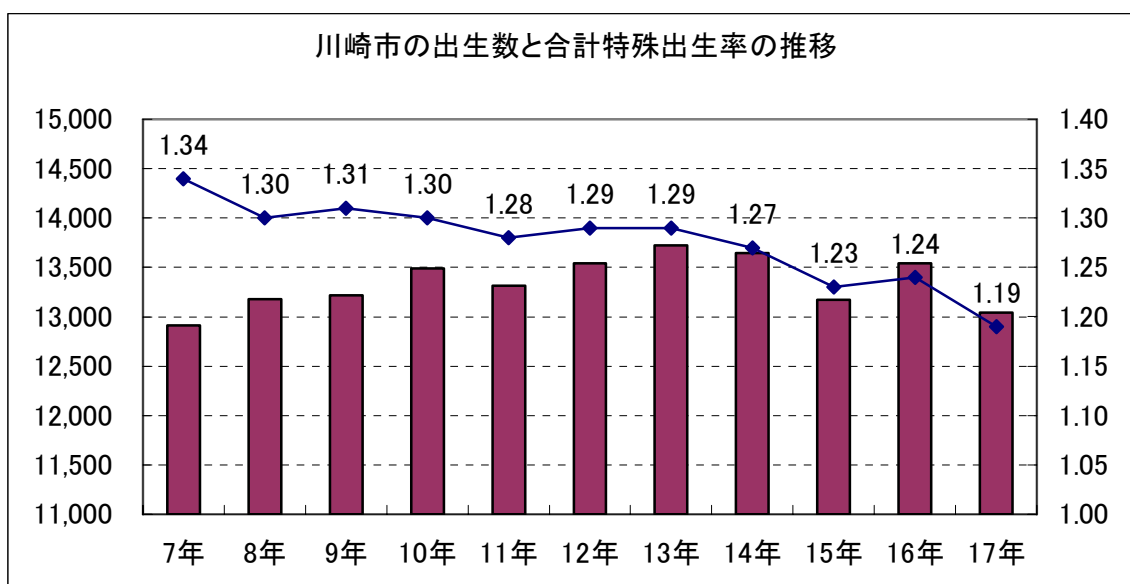


(出生数及び合計特殊出生率の年次推移は「平成 18 年版少子化社会白書」から引用)

※なお、平成 17 (2005) 年の合計特殊出生率は、「人口動態統計確定版」では **1.26** に修正されている。

###### ・川崎市内の状況

本市の出生数は、平成 8 年以降 13,000 人台で推移しています。一方、合計特殊出生率は、全国平均より一貫して低い数値で推移しており、全国と同様に低下傾向を続けています。



(「川崎市健康福祉年報」を基に作成)

## イ 就学前児童数の状況

### ・川崎市内（各区）の人口の推移と就学前児童数の推移

全国的にみると「人口減少時代」に入ったといわれていますが、本市の人口は、継続して増加しており、直近3年間の推移をみてもその増加傾向は続いています。特に大型マンション等の建設が多い中原区、高津区、麻生区で増加していますが、今後も市内の工場跡地を中心に大型マンション建設計画が発表されており、人口増加はしばらく続くと予想されます。

一方、就学前児童（0歳から5歳まで）の数は、直近3年間をみると人口増加に関わらず横ばい傾向であることがわかります。

川崎市人口、(区別)

(単位:人)

		平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
川崎	川崎区人口	205,981	206,936	208,228
	うち就学前児童数	10,405	10,409	10,484
幸	幸区人口	142,163	143,881	145,189
	うち就学前児童数	7,662	7,851	8,007
中原	中原区人口	203,242	205,153	209,189
	うち就学前児童数	12,081	12,073	12,313
高津	高津区人口	194,915	197,995	200,373
	うち就学前児童数	12,389	12,383	12,360
宮前	宮前区人口	205,355	206,337	207,297
	うち就学前児童数	13,913	13,570	13,180
多摩	多摩区人口	197,200	197,093	197,852
	うち就学前児童数	11,589	11,198	10,876

麻生	麻生区人口	148,039	149,909	154,304
	うち就学前児童数	8,284	8,228	8,521
全市	全市人口	1,296,895	1,307,304	1,322,432
	うち就学前児童数	76,323	75,712	75,741

(「川崎市町丁別、年齢別人口(合算分)」統計を基に作成。)

なお各年4月としているが人口統計上は3月31日時点の統計数字である。)

#### ・ 保育所利用者数、幼稚園利用者数、その他の子育て数の推移

就学前児童のうち、認可保育所に通う児童数は、本計画に基づき保育受入枠を拡大しているため毎年増加しています。また、幼稚園入園者数は、ほぼ横ばいで推移しています。認可保育所や幼稚園に入所せず、家庭等で子育てをしている児童の数も横ばいとなっています。

5頁の「平成18年度における年齢別内訳」をみますと、1歳までの育休制度が普及していることが影響して0歳での「その他率」が高いことがわかります。1歳から2歳までは、保育所利用者が増えますが、まだ「その他率」が高くなっています。3歳以上は、幼稚園の受入れがあるため、幼稚園入園率が高くなり、4歳、5歳では「その他率」が10%を下回る状況がわかります。

内訳

(単位:人)

	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月
就学前児童数(A)	76,323	75,712	75,741
内訳			
認可保育所入所者数(B)	11,386	11,676	12,034
入所率(B/A)	(14.9%)	(15.4%)	(15.9%)
幼稚園入園者数(C)	22,710	24,392	23,500
入園率(C/A)	(29.8%)	(32.2%)	(31.0%)
その他の子育て人数(D)	42,227	39,644	40,207
その他率(D/A)	(55.3%)	(52.4%)	(53.1%)

(「かわさきの保育概要」、「幼稚園統計」を基に作成)

※「幼稚園入園者数」は、毎年5月時点である。

※「その他の子育て人数」は、就学前児童数から保育所入所者数と幼稚園入園者数を引いた推計値(D=A-B-C)である。

＜参考＞平成 18 年度における年齢別内訳

(単位:人)

	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
就学前児童数(A)	75,741	12,766	12,830	12,601	12,715	12,474	12,355
認可保育所入所者数(B)	12,034	885	1,746	2,098	2,371	2,452	2,482
入所率(B/A)	(15.9%)	(6.9%)	(13.6%)	(16.6%)	(18.6%)	(19.7%)	(20.1%)
幼稚園入園者数(C)	23,500	0	0	0	5,587	8,944	8,969
入園率(C/A)	(31.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(43.9%)	(71.7%)	(72.6%)
その他の子育て人数(D)	40,207	11,881	11,084	10,503	4,757	1,078	904
その他率(D/A)	(53.1%)	(93.1%)	(86.4%)	(83.4%)	(37.4%)	(8.6%)	(7.3%)

(「かわさきの保育概要」、「幼稚園統計」を基に作成)

※認可保育所入所者数は、平成 18 年 4 月 1 日現在の入所者数とする。

※幼稚園入園者数は平成 18 年 5 月 1 日現在の入園数とする。

※「その他の子育て人数」は、就学前児童数から保育所入所者数と幼稚園入園者数を引いた推計値(D=A-B-C)である。

## ウ 保育所申し込み児童の推移

### ・川崎市内の保育を希望する児童の推移

「保育基本計画」策定時(平成 14 年 2 月)には、平成 17 年の 12,500 人をピークとしていましたが、保育を希望する児童数(申請数)は、その後も、増加傾向が続いています。理由としては、本市が他都市からの転入による人口増加が続いており、保育所利用者も転入していることや今まで認可外保育所等に直接契約をして認可保育所に申請をしなかった潜在的保育所利用希望者が、自宅の近くに新しい保育所が開設されることにより新たに入所申請をするためと考えられます。今後は、大型マンション等の建設が予定されているところから、人口急増地域を中心に申請が増加するものと予測されます。

### ・保育所待機児童の推移

「保育基本計画事業推進計画」による認可保育所の受入れ枠の拡大、認可保育所定員の弾力的受入れの推進、認可外保育施設・事業の充実、認可外保育施設の認可化事業により保育所待機児童数が減少し、全市的な観点からは平成 19 年度までに、待機児童が解消する計画として推進しており、一定程度解消が図られております。しかし、前述した潜在的保育所利用希望者による入所申請や人口急増地域における入所申請増加により「保育基本計画事業推進計画」策定時における平成 19 年 4 月の保育所申請予測数を上回り、待機児童解消ができない地域があると予測されます。

<認可保育所申請者数と入所児童数の推移（直近5年間）>

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
申請者数	12,377 人	12,916 人	13,204 人	13,505 人	13,908 人
入所児童数	10,991 人	11,386 人	11,676 人	12,034 人	12,862 人
本市の保育施策等	687 人	775 人	931 人	991 人	1,046 人
待機児童数	699 人	755 人	597 人	480 人	0 人

（「かわさきの保育概要」を基に作成）

※毎年度 4 月 1 日時点の数値。平成 19 年度は予測数値。

※「待機児童数」

国の定義により、保育所利用申請があった児童数から現在認可保育所に入所している児童数を除いた「入所していない児童数」のうち「保護者がその時点で産休または育休中の児童」と「地域保育園、おなま保育室、家庭保育福祉員という本市の保育施策の中で対応している児童」及び「保育所入所申請が第 1 希望のみの児童」を除外した人数を「待機児童数」としています。

## （2）社会情勢の変化

### ア 子育て関係制度の充実と企業における取り組み

#### ・育児休業制度

次世代育成支援を進めていく上で大きな課題となっている育児や介護を行う労働者の仕事と家庭の両立をより一層推進するため「育児・介護休業法」が平成 17 年 4 月に改正されました。この改正により 1 歳に達するまでの間、育児休業を取ることに加え、保育所に入所できない場合には 1 歳 6 か月に達するまで延長できることとなり、制度上でも仕事と家庭の両立支援が推進されています。

#### ・労働基準法等の改正による女性の就労機会の拡大

労働基準法や男女雇用機会均等法の改正により、労働者の募集及び採用について、女性に対して男性と均等に機会を与えなければならないことになりました。また、一定の母性保護措置も加えられ、女性の就労機会が拡大しています。これに伴い、国、地方公共団体、事業主が一体となって仕事と家庭の両立を支援することが必要となってきています。

#### ・事業者による次世代育成支援対策行動計画に基づく制度の創設及び充実

急激な少子化の進行は、我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるため、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」により、国、地方公共団体、事業主が一体となって対策を進めていくことになりました。法に基づく「次世代育成支援対策行動計画」は、全ての地方公共団体に策定を義務付け、さらに一定規模以上（雇用労働者 301 人以上）の企業（事業所）にも策定を義務付けました。一般事業主行動計画には、育児休業取得の推進、子を養育する労働者に対する勤務時間短縮等の措置実施、事業所内保育施設の設置運営等、自社の労働



者に対する雇用環境の整備だけでなく、子どもの健やかな育成のための地域貢献活動など自社労働者以外の者をも対象にする取組も盛り込むこととされています。

<参考> 一般事業主行動計画策定指針

- ① 労働者の仕事と子育ての両立の推進という視点
- ② 企業全体で取り組むという視点
- ③ 企業の実情を踏まえた取組の推進という視点
- ④ 取組の効果という視点
- ⑤ 社会全体による支援の視点
- ⑥ 地域における子育ての支援の視点

## イ 規制緩和による保育サービスの民間活力の導入

### ・設置主体の制限撤廃（株式会社等の参入）

平成10年「規制緩和推進3か年計画」の中に保育サービスの民間活力の導入が盛り込まれ、その後、保育事業に株式会社、NPO法人等が参入できることになりましたが、市内認可保育所では、公立保育園の指定管理者として、平成18年度1社、平成19年度1社選定しました。

今後は、マンション建設する民間事業者が保育所整備をする場合、事業者が設置主体を選定するため、株式会社やNPO法人等が川崎市内の保育事業に参入するケースが想定されます。

### ・指定管理者制度の導入

平成15年9月の地方自治法の一部を改正する法律の施行によって、指定管理者制度が導入され、従来は出資法人等に限定されていた「公の施設」の管理を、民間事業者も含めた幅広い団体に行わせることが可能となりました。

本市の公立保育所にも平成17年4月から指定管理者制度を導入し、平成17年度1園（下作延中央）、平成18年度2園（かわなかじま、みぞのくち）、平成19年度5園（塚越、小田中、小田中乳児、たちばな中央、くじ）実施しました。

今後は、指定管理者制度導入における課題を、指定管理者選定時、運営開始後等に時期を分けて検証し、まとめていきます。

## ウ 認定こども園の創設

平成18年「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定され、現行の幼稚園、保育所をベースとしながら幼稚園機能、保育所機能、子育て支援機能を総合的に提供できる「認定こども園」制度が創設されました。今後は、地域において就学前児童への総合的な機能が発揮できるものと期待できます。

## エ 保育士の国家資格化

地域において子育て支援のための専門家が求められる中、平成15年に改正児童福祉法が施行され、「保育士」の国家資格化が行われました。これ以降保育士が登録制度となり、保育士以外はこの名称を名乗れない名称独占資格となりました。

保育士の業務としては、専門的知識及び技術をもって児童の保育及び保護者に対して保育に関する指導を行うこととしていますが、日々保育所に通う子どもの保護者だけでなく、地域の

子どもとその保護者に対する保育指導も必要とされています。

### (3) 保育所運営費の状況

#### 保育所運営費の内訳

保育所の国基準の運営費は、国が定める保育所の規模や児童の年齢区分等による児童1人当たりの保育の実施に要する費用を基に算定されます。この運営費は、国・市・保護者の三者で負担することになっていますが、国と市の負担割合は、従来、国が10分の8、指定都市が10分の2の割合で負担をしていましたが、昭和61年度からは、国が10分の5、指定都市が10分の5の負担割合になっています。なお、平成16年度から公立保育所運営費が一般財源化されています。

本市の保育所運営費は、図1をみてわかるとおり、国の運営費の基準をはるかに上回っており、平成18年度予算でみると、本市が国の運営費基準を超えて負担している額は、国基準額とほぼ同額なので、本市では国基準の約2倍の額がかかっています。

また、図3及び図4をみてわかるとおり、児童1人当たりの経費は、公営保育所が民営保育所より経費がかかっています。認可保育所として公営も民営も同じ保育サービスを受けているにもかかわらず1人当たりの経費の差が生じることは、保育所に勤める保育士の平均年齢が公営40歳代、民営30歳代という10歳程度違うことなどに起因しています。

#### <保育所運営費内訳（平成18年度予算ベース）>

図1 川崎市が保育所を運営する経費（年額）

通常保育に係る川崎市予算額 18,743,001千円			
国が定める運営経費（国基準）		9,582,373千円	
国 負 担 額	市の 負担額 3,594,211千円	国基準保育料（100%） 5,196,159千円	
		保護者負担額 （市の保育料） 3,450,260千円 （66.4%）	軽減分 （市が負担） 1,745,899千円 （33.6%）
		川崎市が児童の処遇改善のために負担 している経費  9,160,628千円	

国負担額 792,003千円

図2 川崎市が保育所を運営する経費（全体平均 児童1人当たり 年額）

通常保育に係る川崎市予算額 1,553千円				
		国が定める運営経費（国基準）794千円		川崎市が児童の処遇改善のために負担している経費  759千円
国 負 担 額	市の負担 額 298 千円	国基準保育料（100%） 430千円		
		保護者負 担額 （市の保育 料） 286千円 （66.4%）	軽減分 （市が負担） 144千円 （33.6%）	
		国負担額 66千円		

図3 公営保育所を運営する経費と負担割合（児童1人当たり 年額）

通常保育に係る川崎市予算額 1,751千円				
		国が定める運営経費（国基準）761千円		川崎市が児童の処遇改善のために負担している経費  990千円
市の負担額 339千円  （旧国庫負担 分はH16から 一般財源化）		国基準保育料（100%） 422千円		
		保護者負 担額 （市の保育 料） 281千円 （66.4%）	軽減分 （市が負担） 141千円 （33.6%）	

図4 民営保育所を運営する経費と負担割合（児童1人当たり 年額）

通常保育に係る川崎市予算額 1,165千円				
		国が定める運営経費（国基準）858千円		川崎市が児童の処遇改善のために負担している経費  307千円
国負 担額	市の負担 額 218 千円	国基準保育料（100%） 446千円		
		保護者負 担額 （市の保育 料） 296千円 （66.4%）	軽減分 （市が負担） 150千円 （33.6%）	
		国負担額 194千円		

## 4 保育基本計画の事業目標とこれまでの実績

川崎市保育基本計画では、計画期間（平成 14～23 年度）における認可保育所の施設数、定員や保育サービス毎に目標事業量を示し、それに基づく事業推進計画を推進しています。しかし、市内の保育を希望する児童の増加や多様な保育サービスの需要拡大により、保育受入枠や保育サービスの目標事業量を上方修正した結果、計画期間内の前半である平成 19 年 4 月当初においてほとんどの事業が目標達成をすることになります。

具体的には、認可保育所が、平成 19 年 4 月の待機児童解消を目指し、保育所の新設及び既存施設の増築（増員）をして、定員 1,405 人拡充しています。

本市の保育施策になります「認定保育園」、「おなかま保育室事業」、「家庭保育福祉員（保育ママ）」では 206 人の受入枠を拡充しています。

保育時間の延長として 18 時から 20 時まで受け入れる「長時間延長保育」実施施設は、3 施設から 18 施設になり 15 施設を拡充しています。

その他の保育サービスにおいても目標を達成しています。

項目	目標事業量 平成 23 年時点 (A)	平成 14 年度 (B)	平成 15 ～18 年 度 (C) 増	14～18 年度 合計 (B+C= D)	平成 19 年度事業 開始 (E)	合計 (D+E= F)	目標達成率 (F/A * 100)
認可保育所数 (か所)	120	112	5	117	6	123	102.5%
認可保育所定員 (人)	11,735	10,845	745	11,590	660	12,250	104.4%
本市の保育施策 (人)	525	415	186	601	20	621	118.3%
長時間延長保育 (か所)	19	3	9	12	6	18	94.7%
休日保育事業 (か所)	5	0	6	6	0	6	120.0%
年末保育 (か所)	6	6	1	7	0	7	116.7%
一時保育 (か所)	20	6	11	17	3	20	100.0%
夜間保育 (か所)	1	1	0	1	0	1	100.0%
乳幼児健康支援 一時預り (か所)	2	1	1	2	0	2	100.0%
地域子育て支援 センター (か所)	14	7	11	18	1	19	135.7%
公立保育所民営 化 (か所)	8	0	4	4	3	7	87.5%

（「かわさきの保育概要」を基に作成）

## 5 保育基本計画改訂の主な内容

平成 14 年 2 月に策定した「川崎市保育基本計画」で示した考え方の中で、その後の社会情勢の変化への対応や「かわさき子ども「夢と未来」プラン」、「川崎市新総合計画川崎再生フロンティアプラン」、「第 2 次川崎市行財政改革プラン」等との整合性を図った事項についての主な内容は、次のとおりです。

### ア 保育所利用希望者のピーク時期（「川崎市保育基本計画」10頁）

保育所利用希望者のピークを当初、平成 17 年の 12,500 人（その後、「事業推進計画（改訂版）」において平成 19 年の 13,900 人に修正）としていましたが、市内の工場跡地への大型マンション建設等により人口が増加しており、保育所利用希望者は、横ばいか微増していくと予測しています。今後とも JR 南武線とその他の私鉄線が交差するターミナル駅を中心にマンション建設計画が予定されており、この傾向はしばらく続くものと予測しています。

### イ 保育所待機児童に関する施策（「川崎市保育基本計画」10頁）

本市の保育を希望する児童数は、昭和 50 年代後半から 10,000 人台でしたが、平成 3 年から増加に転じ、平成 14 年度に 12,000 人を超え、その後も増加が続いています。それに伴い保育所待機児童数も増加しましたが、本計画に基づく事業推進計画の着実な推進により、平成 14 年度以降新たな保育所整備を進め、認可保育所定員の約 1,400 人の受入枠拡大、認可保育所定員の弾力的受入れ、認可外保育施設の充実等により、平成 19 年 4 月には全市の見ると保育所利用希望の枠が確保でき、一定程度待機児童の解消が図られております。しかし、大型マンション建設等による人口急増地域の新たな保育需要の拡大や潜在的保育所利用希望者による新たな入所申請により「保育基本計画事業推進計画（改訂版）」策定時における平成 19 年 4 月の保育所申請予測数を上回ることや育休制度の充実により既存保育所における低年齢枠に申し込みが集中し、年齢枠の不一致により入所できない場合があるなど、待機児童解消ができない地域があると予測されます。今後は、全市的な観点での整備から人口急増地域を中心とした保育受入枠を拡充していきます。

### ウ 公立保育所の今後の方向

#### ・ 基幹保育所の整備（「川崎市保育基本計画」13頁）

行政区ごとに公立保育所のネットワーク化を進め、その拠点となる保育所を「基幹保育所」として機能強化を図り、地域における子育て支援の核として整備を進める計画としていましたが、平成 17 年 4 月に「こども総合支援担当」を各区に配置し、「こども総合支援担当」を中心に各地域に相応しい、保育所を含めたより広い子育てネットワークを構築し、地域における子育て支援を推進することとしています。

#### ・ 民営化の方向（「川崎市保育基本計画」14頁）

保育需要が高く、駅周辺に立地する条件にあった「駅周辺型保育所」を多様な保育サービスを提供する多機能型保育所として整備しながら公立保育所の民営化を進めているところですが、平成 18 年度までに民営化した 4 園においては、長時間延長保育、一時保育等の多様な保育サー

ビスが実施され、保育所利用者だけでなく、地域における子育て家庭への支援も充実し、評価されています。

今後とも、保育サービスを充実するため、規制緩和による民間活力の導入、公立施設への指定管理者制度の導入、老朽化した公立保育所の建替えに伴う民営化などを推進していきます。

## **エ 地域における子育て支援（「川崎市保育基本計画」 14頁）**

「保育基本計画」には保育所関係施策だけでなく、在宅子育て家庭への施策である「ふれあい子育てサポート事業」、「地域子育て自主グループ」が記載されていましたが、次世代育成支援対策行動計画「かわさき子ども「夢と未来」プラン」を平成17年3月に策定したことにより、同プランにおいて子どもに対する全体的な施策を示し、在宅子育て家庭への施策も進行管理していますので、保育基本計画改訂版においては記載する施策を整理し、保育所関係施策を中心に示しています。

## **オ 保育所の建替え（「川崎市保育基本計画」 15頁）**

地域の社会資源である保育所は老朽度により建替えを計画的に実施する予定ですが、建替え時には、民間活力導入を中心に推進していきます。

## 6 保育施策推進の基本方針

少子化や都市化に伴う核家族化の進行、就労形態の変化などを背景に、子育てを巡る環境は、大きく変化してきており、地域全体で子育てを支援していく環境づくりが重要です。

特に、保護者の就労支援や育児に対する不安感・負担感の軽減という具体的な課題に対し、保育施策は中心的な役割を担っており、今後、さらに、推進していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、子どもの発達支援、保護者の仕事と育児の両立支援及び地域における子育て支援を、地域と協力をしながら推進します。

- (1) 仕事と育児の両立を支援するため、保育受入枠の拡大を図ります。受入枠の拡大は、認可保育所の整備を基本に、これに認可外保育事業を拡充することにより対応します。
- (2) 就労形態の変化に対応するため、多様な形態の保育サービスの拡充を図ります。
- (3) 家庭において育児をしている親の子育てに関する不安感や負担感を軽減するため、地域における子育て支援を進めます。
- (4) 多様な保育サービスの提供と効率的な保育所運営を目指し、公立保育所の民営化及び執行体制の見直しを進めます。
- (5) 保育所運営に多様な運営主体の参入が可能になったことを踏まえ、保育サービスの質の確保及び向上の取組を進めます。
- (6) 保育サービスに関する情報提供を進めるとともに説明責任を果たします。
- (7) 認可保育所の保育料や延長保育料、一時保育料等の保育サービスの利用者負担について検討を進めます。
- (8) 幼稚園との連携及び認定こども園の導入に向けた取り組みの推進をしていきます。

## 7 事業推進の考え方及び計画期間内の目標事業量

### (1) 保育所の整備及び認可外保育事業の充実（受入枠の拡大）

全国的には少子化が進んでおり、また、本格的な人口減少社会を迎えようとしています。川崎市においては、人口の増加傾向が続いており、児童人口は、横ばい状況にあります。

一方、就学前児童のうち、おおむね半分の児童が家庭で育児をされており、今後、企業における育児制度の充実や就労形態の多様化などがさらに進めば、これらの児童についても、保育所の利用を希望することが考えられます。また、市内には大型マンション建設等による人口急増地域など、新たな保育需要が生ずることが考えられる地域があります。

さらに、保育所に入所できれば就労を希望している者、短期就労や急病・育児疲れなどによる期間を限った利用を希望する人などがいることを考えれば、保育需要の増加傾向は、今後、しばらくの間、続くものと考えられます。

そのため、保育受入枠の拡大を図っていくことが必要です。

保育受入枠の拡大は、地域の保育需要を的確かつ正確に把握し、認可保育所の整備を基本に、これに認可外保育事業を拡充することにより対応します。

区 分	平成 19 年度当初	平成 20 年度～平成 23 年度の拡大
認可保育所定員	12,250 人	850 人の拡大（13,100 人）

#### ア 認可保育所の整備

##### a 整備方針

本市では、平成 19 年 4 月の待機児童解消に向け、保育基本計画に基づき、認可保育所の整備を着実に推進してきました。

今後においても、大型マンション建設等が予定されている地域や利便性の良い地域を中心に、将来の保育需要の動向を踏まえ、保育所の整備を推進します。

また、既存保育所のうち、定員の拡大や多様な形態の保育サービスの提供が図れる施設及び老朽化が進んでいる施設については、建替えや増築を検討します。

整備に当たっては、以下の項目を総合的に判断し、決定していきます。

- ①大型マンション建設等により保育需要の増大が予想され、かつ交通機関等の利便性が良く、現在及び将来においても継続的な保育需要が見込まれる地域であること。
- ②当該地域の既存認可保育所に待機児童が生じており緊急な対応が必要と考えられること。
- ③長時間延長保育や一時保育等、多様な保育サービスの利用希望が多く見込まれる地域であること。
- ④保育所の定員増が図れる計画となること。
- ⑤用地の確保や既存施設の活用等が図れること。
- ⑥公立保育所の民営化が図れること。



## b 整備手法

新たに整備する保育所は、社会福祉法人等による民設民営を基本とし、公設とする場合においても、指定管理者制度を活用し民営とします。

また、本市が新たな土地の確保や建物整備が困難で、保育所の整備が必要な地域においては、マンション建設事業者等の民間活力を導入した保育所整備を推進します。

## イ 認定（地域）保育園援護事業

本市では、地域保育園のうち認可保育所に準じた保育サービスを提供している施設を「認定保育園」として指定し、待機児童解消施策の一つとして推進してきました。

今後においても、運営費の援護の充実及び認定施設の拡充を推進します。

区 分	18 年度	平成 19 年度～平成 23 年度
認定保育園での受入れ数	167人	100人の受入れ枠の拡大（267人）

## ウ 家庭保育福祉員事業（保育ママ）

この事業は、育児や保育の技術を有する者を家庭保育福祉員（保育ママ）として指定し、自宅において、家庭的な環境の中で保育を行うことを委託する事業であり、待機児童解消施策の一つとして推進してきました。

今後においても、保育時間の延長や預かり人数の拡大、認可保育所との緊密な連携、事業の広報などを進め、事業の拡充を進めていきます。

区 分	18 年度	平成 19 年度～平成 23 年度
家庭保育福祉員受入れ数	34人	16人の受入れ枠の拡大（計50人）

## エ おなかま保育室運営事業

この事業は、平成9年度に、保育所待機児童解消のための緊急対応事業として創設し、以後、待機児童解消施策の一つとして推進してきました。

今後においても、この事業を継続していきますが、認可保育所が新たに整備された場合などにおいては、その地域の保育需要の動向などを検証し、定員の縮小や廃止も含めた事業の見直しも検討していきます。

区 分	18 年度	平成 19 年度～平成 23 年度
おなかま保育室受入れ数	400人	全市的な施設定員の見直し、調整

## オ 事業所内保育施設

企業における次世代育成支援対策である「一般事業主行動計画」には、労働者によるモラル上昇による生産性の向上、出産や育児等の理由により退職する労働者を減少させ、優秀な人材確保・定着を進めるため、産休、育休の拡充や子育て期間の短時間勤務制度等従業員の子育て制度の充実を盛り込んでいます。

今後は、一地方自治体だけでの課題としては難しいものではありませんが、事業所内保育施設の整備等を企業に働きかけていきます。

## (2) 多様な形態の保育サービスの拡充

子育て家庭を取り巻く状況として、勤務形態の多様化や通勤時間・勤務時間の長時間化、核家族化による家庭での子育て機能の低下などにより、従来の定型的な保育サービスでは、仕事と育児の両立を支援することが厳しい状況にあります。

そのため、仕事と育児の両立を支援するという観点から、多様な保育サービスの拡充を推進します。

### ア 延長（19時まで）及び長時間延長（19時以降）保育事業

平成18年度において、18時から19時までの延長保育事業（夜間保育所は9時から11時まで）は、市内117施設全園で実施しています。また、18時から20時までの長時間延長保育は、12か所で実施しています。

利用実績は、平成14年4月現在において、申請児童数2,909人（入所児童に対する割合26.9%）であったものが、平成18年4月現在においては、申請児童数4,442人（入所児童に対する割合37.3%）に増加しています。

そのため、今後においても、利用者の動向や全市的なバランス等を考え、実施施設の拡充を図っていきます。

なお、20時以降の延長保育については、ニーズ等について調査を行います。

区 分	18 年度	平成19年度～平成23年度
長時間延長保育実施施設数	12 か所	19 か所（計31 か所）

### イ 休日保育事業

この事業は、休日や祝日等に勤務をする必要があるなど、保護者の様々な就労形態に対応するため、平成16年度から開始しました。

現在、6か所で実施していますが、地域により利用にばらつきが出ていますので、利用者の状況やニーズについて、検証を行っていきます。

区 分	18 年度	平成19年度～平成23年度
休日保育実施施設数	6 か所	1 か所（計7 か所）

## ウ 一時保育事業

この事業は、保護者が週3日程度就労する場合や、疾病、出産、冠婚葬祭、育児疲れなど、一時的に保育が必要な場合に保育サービスを提供する事業です。

平成18年度は、17か所で実施していますが、在宅で子育てをされている方の支援事業として利用要望が多く、また、利用者が増加していますので、事業の拡充を進めていきます。

なお、半日単位の利用及びそれに伴う料金体系の見直し等、現行制度の内容の見直しも検討していきます。

区 分	18 年度	平成19年度～平成23年度
一時保育事業実施施設数	17 か所	6 か所（計23か所）、制度変更による充実検討

## エ 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）

この事業は、病気は治りかけているが、まだ保育所等に通所できない乳幼児を一時的に預かり、子どもの健康管理と保護者の就労を支援するためのものです。

平成18年度現在、幸区と多摩区の2か所で実施していますが、今後は、両施設の利用状況やニーズを見極めながら、新たな施設の整備に向け、検討を進めていきます。

区 分	18 年度	平成19年度～平成23年度
乳幼児健康支援一時預かり事業実施施設数	2 か所	1 か所（計3か所）

## オ 年末保育事業

この事業は、年末に勤務をする必要があるなど、保護者の様々な就労形態に対応するため、平成16年度から開始しました。

平成18年度は、7か所で実施しましたが、年末3日間の曜日の配置により利用にばらつきが出ています。

今後、地域のニーズを見極めながら、対応していきます。

区 分	18 年度	平成19年度～平成23年度
年末保育実施施設数	7 か所	事業の継続実施（7か所）

## (3) 地域における子育て支援の推進

少子化や都市化、核家族化、情報化などの社会環境の変化に伴い、乳幼児や子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

本市では、就学前児童のうち、おおむね半分の児童が家庭で育児をされており、家庭におけ

る子育てや育児に対する不安感、負担感を少しでも軽減し、育児の孤立化を防ぐために、子育てを支援していくことが求められています。

そのため、保育所、こども文化センター、学校、町内会、地域の団体、関係機関等が連携を密にし、地域のだれもが安心して子育てができるように地域全体で支援を進めます。

## **ア 地域子育てネットワークの構築**

本市では、平成 17 年 4 月、各区役所に「こども総合支援担当」を配置し、区役所を子育ての総合的な支援拠点として位置付け、区を主体として、それぞれの地域特性を活かした子育て支援を展開してきました。

具体的な活動として、区内における保育所、幼稚園、学校、地域子育て支援センター、こども文化センター、わくわくプラザなど「子育て・教育関連施設」と、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、主任児童委員、子育てサークル、青少年育成団体、自治会組織など「地域活動団体」が連携を密にし、地域のだれもが安心して子育てができるよう支援を進めています。

今後とも、各区の地域性に相応しい活動を進めていきます。

### **<参考>各区子育て支援ネットワーク**

川崎区こども総合支援ネットワーク会議

幸区こども総合支援ネットワーク会議

中原区子育てネットワーク会議

高津区子ども・子育てネットワーク会議

宮前区こども総合支援関係者懇談会

多摩区こども総合支援連携会議

麻生区子ども関連関係機関団体会議

## **イ 認可保育所における子育て支援**

認可保育所では、子育ての不安や悩みを抱えている親や気軽に行ける場所を求める親子等を対象に、「園庭開放」、「保育相談」、「子育て情報の提供」、「職員派遣」など地域における子育て支援事業を実施しています。

今後とも、その専門性に加え、地域の身近な所に設置されているというメリットを活かし、次の子育て支援事業を推進していきます。

- (ア) 園庭開放
- (イ) 育児相談、健康相談、栄養相談等専門職による保育相談
- (ウ) 子育て情報の提供
- (エ) 市民活動や関係機関等への職員派遣

## **ウ 地域子育て支援センター事業**

この事業は、子育て家庭に対する育児不安等についての相談や情報・子ども連れで気軽に利用できる場の提供、子育てサークル等への支援などを行うことにより、地域の子育て家庭に対する育児支援をする事業（施設）です。

平成18年度現在、18か所設置されていますが、家庭において子育てをしている親に対する支援は、保育施策の重要な柱の一つですので、積極的に推進していきます。

区 分	18 年度	平成19年度～平成23年度
地域子育て支援センター施設数	18 か所	5 か所（計23か所）

#### (4) 公立保育所の民営化の推進及び運営体制の見直し等

##### ア 公立保育所の民営化の推進

本市では、保護者の就労支援や育児に対する不安感・負担感の軽減という今日的な課題に対応するため、今後も、保育所の整備や特別保育事業及び地域子育て支援事業の拡充を図っていく必要があります。

この間、国において保育サービスに関する規制緩和が行われ、従来の行政、社会福祉法人だけでなく、民間事業者、NPO 法人など多様なサービス実施主体が参入できることになりましたので、今後は、いろいろな事業者と協働し推進していくことになります。

一方、本市の財政環境は、依然として厳しいものがあり、今後の保育事業の推進に当たっては、「市民が求める質の高いサービスを、効率的かつ多様に享受できる環境をつくりあげる」という考え方にに基づき、既存資源を最大限に活用しながら、効率的で効果的なサービスの提供を目指していく必要があります。

また、公正・公平で適正なサービスが、真に必要とされる人々に、持続的に提供されるよう保育所の運営を見直していかなければなりません。

そのため、公立保育所と比較し、より柔軟で、かつ多様な保育サービスを提供することができる民間活力を活用し、公立保育所の民営化を推進します。

##### a 民営化園の選定

民営化に当たっては、長時間延長保育や一時保育、地域子育て支援センターなどの特別保育事業の実施や保育所定員の拡大が図れるような計画とすることが求められます。また、保育環境の向上という視点から、老朽化した施設の改築が図れる計画とすることも重要です。

したがって、民営化対象園を選定する際には、地域のニーズや全市的な適正配置を踏まえ、以下の項目を総合的に判断し決定します。

- ・ 長時間延長保育など特別保育事業の利用が多く見込まれる地域であること
- ・ 将来においても継続的な保育需要が見込まれる地域であること
- ・ 建物の整備が必要である場合に、条件（増築、改修等）が整っていること

## b 民営化の手法

民営化の方法としては、土地の無償貸与による民間法人等による施設の整備方式（民設民営）及び指定管理者制度（公設民営）により進めてきましたが、今後は、これらの方式に加え、建物の譲渡や貸与方式等も検討していきます。

区 分	平成 19 年 4 月までの 民営化実施園	平成 19 年度～平成 23 年度
民営化実施園数	7 か園	各年度に 2 か園～ 5 か園

## イ 公立保育所の役割の検討

本市の保育施策については、公立保育所と民間保育所が、各々その役割を果しながら進めてきており、公立保育所は、市が直接運営する保育所として、保育サービスの提供はもとより、地域の保育に関する課題や利用者の要望を的確に把握し、迅速に保育施策に反映するという役割を果してきました。

また、公立保育所は、児童相談所、幼児教育センター、地域療育センター等の子どもに関する行政専門機関ときめ細かい連携をとりながら、民間保育所を含めて関係機関とネットワークを組み、児童への虐待、家族への支援、障害児や発達障害児、行動が気になる園児等への対応を研究し、積極的に進めてきました。

その他にも保育・子育て支援施策立案参画や保育実習生、中学生の保育体験の受入れのための人材育成、地域の保育に関する課題や利用者の要望変化の把握等を進めてきました。

しかしながら、新たな保育施策の推進は、柔軟で効率的、効果的なサービス提供が見込まれる民間保育所に期待するところが大きくなりますが、引き続き、公立保育所も自らの役割を検討していきます。

## ウ 職員配置基準の見直し

公立保育所の職員配置は、これまでも保育士等の配置の見直しを進めてきましたが、国基準はもとより、市内社会福祉法人が運営する保育所の職員配置よりも厚くなっています。

「市民が求める質の高いサービスを効率的かつ多様に享受できる環境を作り上げるため、効率的で効果的なサービス提供を目指す。」という行財政改革の考え方にに基づき、公立保育所の職員配置を国基準や他都市及び市内社会福祉法人が運営する保育所の職員配置を参考に見直しを進めます。

## エ 調理業務の民間委託

調理業務の民間委託は、平成 15 年度から開始し平成 18 年度においては合計 15 園で実施しております。

受託業者においては、主食の提供を実施するなどサービス向上に努めるとともに、保育園給食の果たす役割の理解のもとに、給食の質の確保や衛生面等に十分配慮しながら調理業務を実施しております。

したがいまして、今後とも、質の高い給食の安定的かつ効率的な提供に向けて、調理業務の委託化を推進してまいります。

## (5) 保育サービスの質の向上の取組

平成 13 年に公立保育所の運営委託にかかる主体制限が撤廃され、株式会社やNPO法人などへの委託が可能となり、さらに、平成 15 年度には、公の施設の管理に指定管理者制度が創設されたことにより、本市においても、平成 17 年度から、指定管理者制度による多様な運営主体への公立保育所の運営委託が行われています。

また、市内には多くの認可外保育施設があり、それぞれ、目的と役割を持ちながら運営がなされています。このように、市内には、多様な民間事業者による保育サービスの提供が行われている現状があります。

今後は、子どもの保育を担う施設として、利用者が安心して保育サービスの提供が受けられるよう、公営・民営保育所及び認可外保育施設を含め、保育サービスの質の維持及び向上の取組を進めていきます。

### ア 第三者評価制度の活用

福祉サービスにおける第三者評価は、利用者側から見れば、サービスの選択に当たって、施設・事業者の特徴やサービスの内容・質の状況などを把握することができること、施設・事業者にとっては、客観的な視点でサービスを見直すことができる、自分たちの気づかなかったニーズを把握することができ、また、評価内容を公表することで、利用者に安心してもらうことができ、セールスポイントをアピールできることなどに利点があります。

本市では、平成 15 年 12 月に、川崎市児童福祉審議会から「川崎市の保育所における第三者評価制度のあり方」の意見具申を受け、川崎市福祉サービス第三者評価（認可保育所）制度を構築し、保育所の第三者評価を行ってきました。

平成 16 年度には公営保育所 3 園、民営保育所 3 園、計 6 園においてモデル実施を行い、平成 17 年度から、公営保育所 15 園において、本格実施しました。

今後は、認可、認可外、そして公営民営を問わず、多くの保育所等が、この制度を活用するよう働きかけていきます。

なお、公立保育所を民営化した保育所については、保護者から保育の質の確保についての要望があり、本市としても、サービスの内容や質の状況などを把握する必要がありますので、民営化後 3 年以内に、この制度の受審を義務付け、その結果をホームページ等へ公開していきます。

### イ 研修システムの充実

保育所の運営が公営か民営に関わらず、また、認可、認可外施設であるかに関わらず、子どもの保育を担う施設として、利用者が安心して保育サービスの提供が受けられるよう、保育の質の向上が求められています。

保育の質を確保し、かつ、その維持向上を図るためには、保育に携わる職員の資質の向上を図る必要があります。

そのため、認可施設の職員だけでなく、認可外施設の職員やボランティアなど保育に携わる

人たちが、互いに情報交換を行いながら研鑽を積むことができるよう研修システムの充実を図ります。

#### ウ 専門職としての保育士の質の向上

児童福祉法の改正により保育士を法定化したことにより、保育士の業務として「児童の保育」と「保護者に対する保育指導」が規定され、同時に守秘義務、信用失墜行為の禁止も課せられました。専門職として社会から認知され、重い責任が生じていることから、より一層保育士の質の向上を図ります。

#### エ 認可外保育施設への指導・監督の充実

平成 13 年 11 月に児童福祉法の改正が行われ、認可外保育施設（小規模施設、事業所内保育施設等は除く）は届出制となり、施設運営に関する状況報告等が義務付けられました。

また、本市では、「地域保育園指導監督要綱」に基づき、届出施設だけでなく認可外保育施設全てに立入指導・監督を行っているところですが、引き続き、経験豊かな保育士等を活用し、年 1 回の立入指導・監督を実施していきます。

### (6) 保育サービスに関する情報提供及び説明責任

保育所入所希望者へ、入所申請状況や待機状況等の情報を、正確かつ迅速に提供できるようにしていきます。

また、保育所や認可外保育施設等における事故、防犯、災害、クレーム等への対応システムを構築し、安全管理、危機管理に即座に対応できるようにします。

市ホームページを活用し、市内の子ども・子育てに関する情報をまとめて提供いたします。

公立保育園の民営化に当たっては、利用者をはじめ、市民に、正確な情報提供や説明を行います。

### (7) 保育制度に関する検討

平成 17 年 3 月に策定した「次世代育成支援対策行動計画」において、子育て家庭への経済的負担の軽減を進めることとしています。

一方、現在の保育制度では、認可保育所に入所している者と認可外保育施設に入所している者との間に保育料、そして、受けるサービスに格差が生じています。また、在宅で育児をしている家庭に対するサービスを充実していくことは、今後の、本市の課題です。

これらのことを踏まえ、認可保育所における保育料や延長保育料、一時保育料など保育サービス利用者の負担について、国や他都市の動向に注視しながら、また、川崎市児童福祉審議会など専門機関の意見も聞きながら検討を行います。

### (8) 幼稚園との連携及び認定こども園の検討

小学校就学前の子どもに対する教育・保育については、主に幼稚園・保育所により担われておりますが、親の就労形態の変化、少子化の進展等により、教育・保育に対するニーズも大き



く変化しています。

このような状況の中、当初、この計画では、多様な保育需要への対応や児童受入れ枠の拡大を図るため、幼稚園における預かり保育や施設を活用することとし、幼保一元化推進研究協力園の指定を行い、研究を行ってきました。

しかしながら、平成18年10月に、これまでの制度の枠組みを超えた新たな仕組みとして、幼稚園と保育所の良いところを活かした「認定こども園」制度がスタートしました。認定こども園は、教育と保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援を実施するものと位置付けられています。

そのため、今後についても、引き続き教育・保育内容というソフト面の一元化及び家庭、幼稚園・保育園、地域の三者の連携について、具体的な内容の研究を進めるとともに、本市における認定こども園の導入に向けた取組の推進をしていきます。



## 参考資料

(資料1) 保育所数及び定員の推移	26
(資料2) 保育時間の例	27
(資料3) 延長保育事業	27
(資料4) 休日保育事業	27
(資料5) 年末保育事業	28
(資料6) 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）	28
(資料7) 地域子育て支援センター事業	28
(資料8) 一時保育事業	28
(資料9) 認可保育所における地域開放事業	29
(資料10) 認可保育所における従事者数	29
(資料11) 政令指定都市比較（1）	30
(資料12) 政令指定都市比較（2）	31

## (資料 1) 保育所数及び定員の推移

(各年度 4 月 1 日現在)

年 度	公 営		民 営		合 計	
	施設数	定員 (人)	施設数	定員 (人)	施設数	定員 (人)
昭 2 4	2 か所	121	—	—	2 か所	121
2 5	2 か所	121	2 か所	118	4 か所	239
3 0	11 か所	712	6 か所	349	17 か所	1, 061
3 5	11 か所	712	7 か所	407	18 か所	1, 119
4 0	21 か所	1, 237	10 か所	654	31 か所	1, 891
4 5	44 か所	2, 705	13 か所	1, 037	57 か所	3, 745
5 0	62 か所	5, 082	15 か所	1, 287	77 か所	6, 369
5 5	86 か所	7, 813	18 か所	1, 630	104 か所	9, 443
6 0	89 か所	8, 083	20 か所	1, 810	109 か所	9, 893
6 1	90 か所	8, 203	20 か所	1, 810	110 か所	10, 013
6 2	89 か所	8, 163	21 か所	1, 960	110 か所	10, 123
平元	89 か所	8, 163	21 か所	1, 990	110 か所	10, 153
2	89 か所	8, 163	21 か所	1, 980	110 か所	10, 143
3	88 か所	8, 175	21 か所	1, 980	109 か所	10, 155
5	88 か所	8, 175	21 か所	1, 950	109 か所	10, 125
7	88 か所	8, 175	20 か所	1, 890	108 か所	10, 065
1 1	88 か所	8, 175	21 か所	1, 980	109 か所	10, 155
1 2	88 か所	8, 175	21 か所	2, 040	109 か所	10, 215
1 3	88 か所	8, 175	21 か所	2, 220	109 か所	10, 395
1 4	88 か所	8, 175	24 か所	2, 670	112 か所	10, 845
1 5	88 か所	8, 175	25 か所	2, 790	113 か所	10, 965
1 6	88 か所	8, 175	27 か所	3, 000	115 か所	11, 175
1 7	87 か所	8, 175	28 か所	3, 120	115 か所	11, 295
1 8	84 か所	7, 960	33 か所	3, 630	117 か所	11, 590

(「かわさきの保育概要 (平成 18 年度)」から)

(資料2) 保育時間の例

【公営保育園】

7:30 8:30 17:00 18:00 19:00

特例	通常保育時間	特例	延長
----	--------	----	----

【民営保育園】

7:00 8:30 17:00 18:00 19:00(20:00)

特例	通常保育時間	特例	延長
----	--------	----	----

【夜間保育所】

9:00 11:00 22:00

延長	通常保育時間
----	--------

(資料3) 延長保育事業

利用申請状況

(平成18年4月現在)

区 分	実施保育園数		申請児童数	入所児童に 対する割合
公営保育園	18:00~19:00	84か所	2,988人	37.0%
民営保育園	18:00~19:00	32か所	1,454人	38.1%
	18:00~20:00			
	9:00~11:00			
計	116か所		4,442人	37.3%

(「かわさきの保育概要(平成18年度)」から)

18時以降の延長保育事業利用実績の推移(直近5年間)

各年度4月現在	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
実施施設数(公営)	80	84	88	87	84
実施施設数(民営)	22	23	25	27	32
実施施設数(総数)	102	107	113	114	116
総申請児童数	2,909人	3,446人	3,725人	4,133人	4,442人
入所者全体の割合	26.9%	31.7%	32.9%	35.7%	37.3%

(資料4) 休日保育事業

休日保育事業の利用実績の推移(平成18年度は、4月から9月までの上半期のみの実績)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度 上半期
実施施設数	未実施	未実施	2園	3園	6園
利用児童延数	未実施	未実施	110人	343人	170人

(資料5) 年末保育事業

年末保育事業の利用実績の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
実施施設数	6園	7園	9園	9園	7園
利用児童延数	149人	208人	281人	268人	244人

※公営保育園において各区1か所で開催しているが、平成14年度は多摩区、麻生区合同実施、平成16年度、17年度は民間保育園が2園実施している

※年末保育実施日である12月29日、30日、31日は、

平成14年度が29日(日)、30日(月)、31日(火)

平成15年度が29日(月)、30日(火)、31日(水)

平成16年度が29日(水)、30日(木)、31日(金)

平成17年度が29日(木)、30日(金)、31日(土)

平成18年度が29日(金)、30日(土)、31日(日)である

(資料6) 乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)

乳幼児健康支援一時預かり事業の利用実績の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度 上半期
実施施設数	1か所	1か所	2か所	2か所	2か所
利用児童延数	2,348人	2,112人	2,428人	3,128人	1,531人

※平成18年度は、4月から9月までの上半期の実績

(資料7) 地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センター事業の利用実績の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度 上半期
実施施設数	7か所	8か所	8か所	17か所	18か所
利用者延数	34,292人	59,747人	79,381人	347,640人	199,066人
(うち子ども延数)	(18,051人)	(31,037人)	(41,759人)	(184,980人)	(106,028人)
(うち大人延数)	(16,241人)	(28,710人)	(37,622人)	(162,660人)	(93,038人)

※平成18年度は、4月から9月までの上半期の実績

※教育委員会で行っていた「子育て広場」(8か所)を平成17年4月から「地域子育て支援センター」に名称変更するとともに健康福祉局に移管した。

(資料8) 一時保育事業

一時保育事業の利用実績の推移(平成18年度は、4月から9月までの上半期の実績)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度 上半期
実施施設数	6か所	7か所	9か所	12か所	17か所
利用児童延数	7,682人	16,546人	21,090人	26,602人	14,261人

(資料9) 認可保育所における地域開放事業

認可保育所での利用実績の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度 上半期
園庭利用者延数	54,850人	78,269人	72,452人	71,974人	(未集計)
保育相談件数	1,278人	1,224人	1,806人	1,721人	(未集計)

※ただし、公営保育園の利用統計

(資料10) 認可保育所における従事者数

認可保育所の従事者数

(平成18年4月1日現在)

区分	公営保育園	民営保育園	計
施設長	77人	33人	110人
保育士	1,098人	620人	1,718人
看護師	64人	15人	79人
栄養士	58人	55人	113人
調理員	83人	33人	116人
用務員	84人	3人	87人
事務員等	0人	19人	19人
計	1,464人	778人	2,242人

なお、公営の地域子育て支援センター内の保育士6人と一般事務職6人、計12人については上の表の人数に含めていません。

(「かわさきの保育概要(平成18年度)」から)

(資料11) 政令指定都市比較(1)

		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	静岡市	名古屋市	
人口		1,869,180	1,019,963	1,188,883	962,763	1,322,432	3,586,628	713,333	2,221,872	
学齢前児童数		88,017	55,388	67,714	52,001	75,741	200,022	36,563	118,110	
対人口比		4.7%	5.5%	5.7%	5.6%	5.8%	5.6%	5.2%	5.3%	
平成18年4月1日現在	保育所数	直営	24	49	62	60	84	112	47	124
		委託	5	0	0	0	3	2	2	0
		民間	152	66	49	30	30	254	52	153
		計	181	115	111	90	117	368	101	277
	定員	直営	1,950	4,702	6,413	6,555	7,960	9,460	5,755	11,833
		委託	340	0	0	0	360	160	230	0
		民間	13,690	5,852	3,400	3,107	3,270	23,374	5,045	20,572
		計	15,980	10,554	9,813	9,662	11,590	32,994	11,030	32,405
5月1日現在	幼稚園数	公立	17	4	3-		2-		13	29
		私立	134	110	106-		85-		56	158
		計	151	114	109	95	87-		69	187
	園児数	26,950	16,867	22,635	16,966	23,500	62,919	10,395	32,908	

		京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	福岡市	北九州市	
人口		1,470,593	2,629,868	830,489	1,524,969	1,152,038	1,401,212	988,782	
学齢前児童数		71,479	135,465	48,177	79,292	67,995	75,986	51,260	
対人口比		4.9%	5.2%	5.8%	5.2%	6.0%	5.6%	5.2%	
平成18年4月1日現在	保育所数	直営	32	124	28	79	89	18	25
		委託	3	11	0	0	1	0	8
		民間	220	211	72	96	65	148	125
		計	255	346	100	175	155	166	158
	定員	直営	2,525	12,901	3,211	8,131	11,297	2,020	2,510
		委託	210	1,323	0	0	33	0	975
		民間	21,615	25,905	7,840	9,645	8,213	21,020	12,225
		計	24,350	40,129	11,051	17,776	19,543	23,040	15,710
5月1日現在	幼稚園数	公立	16	60	11	46	27	9	8
		私立	100	143	50	100	91	119	100
		計	116	203	61	146	118	128	108
	園児数	17,680	32,030	14,960	22,315	17,905	19,907	14,447	



(資料12) 政令指定都市比較(2)

(平成18年4月1日現在)

			札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	静岡市	名古屋市
保育所定員			15,980	10,554	9,813	9,662	11,590	32,994	11,030	32,405
入所児童数			16,514	11,148	10,057	10,034	11,900	31,971	11,417	31,338
待機児童数			319	312	206	270	480	353	38	362
長時間延長保育	実施保育所数	公立	0	0	4	12	0	2	0	0
		私立	13	12	15	30	12	164	0	88
		計	13	12	19	42	12	166	0	88
一時保育事業	実施保育所数	公立	3	6	9	4	3	24	15	0
		私立	60	18	29	13	14	113	32	16
		計	63	24	38	17	17	137	47	16

※長時間延長保育は、2時間以上受入れをする施設数とする。

(公立数には、公立保育所の委託施設、指定管理施設を含む。)

			京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	福岡市	北九州市
保育所定員			24,350	40,129	11,051	17,776	19,543	23,040	15,710
入所児童数			25,390	40,206	12,073	17,920	19,005	23,860	15,626
待機児童数			116	846	463	560	116	403	8
長時間延長保育	実施保育所数	公立	0	0	0	0	0	0	1
		私立	7	30	5	11	15	43	0
		計	7	30	5	11	15	43	1
一時保育事業	実施保育所数	公立	7	8	1	1	0	0	6
		私立	22	40	17	18	32	56	36
		計	29	48	18	19	32	56	42

※長時間延長保育は、2時間以上受入れをする施設数とする。

(公立数には、公立保育所の委託施設、指定管理施設を含む。)

発行 川崎市

事務局 こども事業本部こども施策推進部こども計画課  
210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-3728

FAX 044-200-3933

E-mail 35kodoke@city.kawasaki.jp